

○平成十九年総務省告示第六百五十三号（総務大臣が別に定める無線設備）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局又はインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGPS型に限る。）のうち携帯して使用するために開設する無線局の無線設備であつて、人体頭部に近接した状態において電波を送信するもの以外のもの</p>	<p>携帯無線通信を行う陸上移動局又は広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局のうち、携帯して使用するために開設するもの以外の無線設備</p>